

呉市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に伴う手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第29条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「性能向上計画認定申請者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する申請書の正本及び副本に呉市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年呉市規則第42号。以下「細則」という。）第3条第1項に定める図書を添えて提出するものとする。

2 法第35条の規定による建築物の容積率の特例の適用を受けない場合は、次のいずれかの手続きを行うものとする。

(1) 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定に基づく確認済証の交付を受けている場合、当該確認済証に確認申請書の副本及びその添付書類、建築基準法施行規則第3条の4第1項に規定する確認申請書の副本及び添付書類又は建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書の副本及び添付書類を添えたもの（以下「確認済証等」という。）を提示し、確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

(2) 確認済証等の交付を受けていない場合は、その旨を申請書に記載するものとする。

3 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「基準適合認定申請者」という。）は、省令第7条第1項に規定する申請書の正本及び副本に細則第3条第2項に定める図書を添えて提出するものとする。

(計画の変更認定の申請)

第3条 法第31条第1項の規定による認定の変更をしようとする者は、省令第5条に規定する申請書の正本及び副本に細則第3条第1項に定める図書を添えて提出するものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は前項の規定について準用するものとする。

(工事完了の報告)

第4条 法第32条の規定に基づき、認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したときは、完了報告書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(建築物の報告等)

第5条 法第32条の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められた認定建築主は、状況報告書（別記様式第2号）2通を提出するものとする。

2 法第38条の規定による報告を求められた認定建築主は、状況報告書（別記様

式第3号) 2通を提出するものとする。

(認定申請の取り下げ)

第6条 性能向上計画認定申請者が、法第29条第1項の規定による認定の申請(法第31条第2項において準用する場合を含む。)を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第4号)を提出するものとする。

2 基準適合認定申請者が、法第36条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第5号)を提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の取り止め)

第7条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画を取り止めようとするときは、取止め届(別記様式第6号)に第2条第1項(計画の変更認定を受けた場合は第3条)に規定する申請書の副本及び省令第3条(計画の変更認定を受けた場合は規則第6条)に規定する通知書を添えて提出するものとする。

(基準適合認定建築物の認定の取り止め)

第8条 認定建築主は、基準適合認定建築物の認定を取り止めようとするときは、取止め届(別記様式第7号)に第2条第3項に規定する申請書の副本及び省令第8条に規定する通知書を添えて提出するものとする。

(認定の審査)

第9条 市長は、法第29条第1項の規定による認定の申請(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は法第36条第1項の規定による認定の申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて性能向上計画認定申請者又は基準適合認定申請者に対して説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、前項における申請の内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、認定申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(改善命令)

第10条 法第33条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(別記様式第9号)によるものとする。

(認定の取消し)

第11条 法第34条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消した旨の通知は、認定取消通知書(別記様式第10号)によるものとする。

2 法第37条の規定による基準適合認定建築物の認定を取り消した旨の通知は、認定取消通知書(別記様式第11号)によるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。